

第五章 會計

第廿八條

本組合の經費は組合員の拠出を以て支辨す
但し寄附金の受納を妨げず

本組合員の拠出は一名月額金五拾錢とす

分納内訳一、支却費五錢 一、支部費十五錢 一、總聯合會費十錢

一、特別組合基金二十錢

第廿九條

特別組合基金は支部之を保管し常時使用するを得ず使用方法は執行細則に定む

第卅條

本組合の收入支出に關する決算は會計監査の監査を受け大會一月月前に發表し大會に附議し承認を経るを要す

但し決算は大會二月前を以て締切のものとする

第卅一條

本組合の會計收入支出の決算に對して執行委員會は會計と運管費に任ず

第卅二條

本組合員は必要に應じ臨時會計帳簿を閲覧する事を得

第六章 加盟及罰則

第卅三條

本組合に加盟せんとするものは第卅條の條件を具備し所定の申込書を執行委員會に提出し其の承認を経るを要す本組合員は毎月定むる所の組合費を納入し大會幹事會の決議する臨時費を負担する義務を負ふ

但し脱會又は除名せられたる場合と雖も本組合の財産に對し何事請求権を有せず

第卅四條

本組合員にして本規約第卅二條に違背し又は本部規約罰則に抵觸したるものあるときは幹事會又は執行委員會の承認を経て除名處分を行ふことあるべし

第七章 補則

第卅五條

本規約は大會の決議を経るにあらざれば変更する事を得ず支部分会規約並に各専門部幹事會執行委員會の細則は幹事會之を定む
但し支部分会規約は本組合支部規則により執行委員會の承認を経ることを要す